

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中『「現下の」に』を「削り」に、「改める」を『改め、「当分の間の措置として」を削る』に改める。

附則第二項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（検討）

2 運輸事業の振興の助成に関する法律第二条第一項に規定する運輸事業振興助成交付金については、その増額が図られるよう、この法律の施行後一年を目途として、関係事業者の団体、関係労働者の団体その他の関係者の意見を踏まえて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。